

青森県報

第二千五百五十号

平成十七年
十一月四日
(金曜日)

目次

告 示

保安林の指定予定……………(林政課)…一
 保安林の指定解除……………(同)…一
 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課)…二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活課)…二
 右 同……………(同)…二

出先機関

土地改良区の役員の住所変更……………(西北土地改良区)…三
 土地改良区の役員の就任及び退任……………(同)…三

公安委員会

指定講習機関の代表者の変更の届出……………(運転免許課)…四

告 示

青森県告示第八百五十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

ので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡中泊町大字小泊字割長根四八の一・五〇の一・六二の五・字山口二九八の一・二九八の二・二九九・三二七から三二九まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）・二九八の一地先（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二二の七八三（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 保安林解除の理由

道路用地とするため

(二) 保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二二の七八三(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、鶴田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年十月二十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

鶴田町

二 都市計画事業の種類

鶴田都市計画下水道事業(鶴田町公共下水道)

三 事業施行期間

平成四年十二月九日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可(平成十五年七月四日青森県告示第四百五十七号)の事業地のうち北津軽郡鶴田町大字鶴田字一本木地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可(平成十五年七月四日青森県告示第四百五十七号)の

事業地に北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉、大字山道字小泉、忍田、押眠、前田及び大笹並びに大字中野字北元地内を加える。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年十月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおい森

三 代表者の氏名

太田 弘一

四 主たる事務所の所在地

青森市大字大野字片岡四六の一四 ハイツ白峰一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等の要介護者を中心とした全ての県民に対して、筋力トレーニングによる介護予防及びパワーリハビリテーションに関する事業を行い、県民の健康増進を図ることによって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十七年十月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人電子物性
- 三 代表者の氏名
友田 豊治
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市吹上二丁目一の一四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青森県民に対して、物理学者榎崎阜月氏の提唱した「静電三法」(静電気の活用による物質や生物の質的改善を図る技法)を活用し、食品加工の指導、農畜産物等育成指導の事業や環境保全を図る事業等を行うことにより、安全安心な農畜産物等の生産や県民の健康増進に寄与し、以て社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年十一月四日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事	工藤 武雄	旧住所 つがる市牛瀧町村上二〇 新住所 つがる市牛瀧町村上二五の一六四	平成一七・四・一

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年十一月四日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	佐藤 幸一	つがる市牛瀧町大田光七一の六四	平成一七・一〇・五就任
監事	工藤 俊典	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
監事	佐藤 良一	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
監事	佐藤 正明	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
監事	佐藤 武雄	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
監事	佐藤 伊佐雄	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
監事	山田 弘美	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
監事	山田 申一	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
監事	工藤 兼春	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
監事	工藤 誠	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
監事	鳴海 司	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	佐藤 幸一	牛瀧町大田光七一の六四	一七・一〇・四退任
理事	工藤 俊典	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	佐藤 良一	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	佐藤 正明	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	佐藤 武雄	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	佐藤 伊佐雄	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	山田 弘美	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	山田 申一	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	工藤 兼春	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	工藤 誠	下牛瀧町靄舞岬四二の一	
理事	鳴海 司	下牛瀧町靄舞岬四二の一	

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百一號

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、指定講習機関である株式会社弘前自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成十七年十一月四日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	成田 榮一	成田 玉子	平成十七年九月二十九日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭